

法 令 等 名	警備業法
根 拠 条 項	第49条第1項
処 分 の 概 要	警備業務に係る営業の停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	
処 分 基 準	別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課営業第一係 (電話06-6943-1234 内線31781)
備 考	